

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社フルッタフルッタ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 長 澤 誠  
(コード：2586、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役執行役員 徳島 一孝  
(TEL. 03-6272-3190)

**「第三者割当による新株式、第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 6 回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約の締結並びに主要株主及び筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正について**

平成 29 年 11 月 13 日に開示いたしました「第三者割当による新株式、第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 6 回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約の締結並びに主要株主及び筆頭株主の異動に関するお知らせ」の内容につきまして、一部変更がございましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正部分には下線を付しております。

記

<訂正前>

P12 5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

<前略>

なお、当社取締役会にて、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役 2 名を含む監査役全員より、本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の 10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債

<中略>

上記評価結果（1 個当たり 4,728,000 円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の 1 個当たりの払込金額を 5,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）といたしました。

<中略>

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社

債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

### ③ 本新株予約権

<後略>

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

## P21 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

<本委員会による意見の概要>

### 1. 本第三者割当の必要性

<前略>

### 2. 本第三者割当の相当性

<中略>

#### (1) 資金使途の相当性

<中略>

#### (2) 割当先の適切性、妥当性

##### ア) アスラポート・ダイニング

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、アスラポート・ダイニングに本新株式及び本新株予約権付社債を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、①アスラポート・ダイニングをはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、②アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、アスラポート・ダイニングを本新株式及び本新株予約権付社債の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

## (別紙 2) P31

### 11. 本社債の償還の方法及び期限

#### (1) 満期償還

本社債は、平成 32 年 11 月 30 日(償還期限)にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100

円で償還する。

(別紙3) P41

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成29年9月30日）時点における当社発行済株式総数（1,471,523株）の10%（147,152株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

<訂正後>

P12 5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

<前略>

なお、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役1名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役1名より、本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成30年3月期第1四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。また、当該取締役会を欠席した社外監査役1名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

② 本新株予約権付社債

<中略>

上記評価結果（1個当たり4,728,000円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円（額面100円につき金100円）といたしましたが、当該発行要項の償還期限が誤っていたことで、正しい償還期限で再度評価依頼した評価結果（1個当たり4,709,000円）を基に、当社は再度マイルストーン社と交渉し、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。なお、払込金額には変更はありません。

<中略>

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定

手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役 1 名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役 1 名より、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、当該取締役会を欠席した社外監査役 1 名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

また、当該発行要項に償還期限が誤記載されていたことで、再度第三者評価機関による評価依頼した結果についても、当該評価額は下がっていることもあり、取締役会及び第三者委員会において、当該判断に影響はないものと判断しております。

### ③ 本新株予約権

<後略>

また、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役 1 名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役 1 名より、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、当該取締役会に欠席した社外監査役 1 名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

## P21 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

<本委員会による意見の概要>

### 1. 本第三者割当の必要性

<前略>

### 2. 本第三者割当の相当性

<中略>

#### (1) 資金使途の相当性

<中略>

#### (2) 割当先の適切性、妥当性

##### ア) アスラポート・ダイニング

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、アスラポート・ダイニングに本新株式及び本新株予約権を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、①アスラポート・ダイニングをはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、②アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、アスラポート・ダイニングを本新株式及び本新株予約権の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

(別紙 2) P31

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 31 年 11 月 30 日 (償還期限) にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(別紙 3) P41

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日 (平成 29 年 11 月 13 日) 時点における当社発行済株式総数 (1,473,023 株) の 10% (147,302 株) (但し、第 10 項第 (2) 号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。) を超えることとなる場合の、当該 10% (但し、第 10 項第 (2) 号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。) を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

以 上